

まちづくりに関する活動への支援要綱

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条）
- 第2章 まちづくり出前講座（第3条 - 第8条）
- 第3章 まちづくり専門家派遣（第9条 - 第15条）
- 第4章 まちづくり活動費助成（第16条 - 第25条）
- 第5章 雑則（第26条 - 第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（以下「まちづくり条例」という。）に基づくまちづくりに関する活動への支援について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 住民等 一定の区域内に居住する者、当該区域内において事業を営む者及び次に掲げる権利を有する者をいう。
 - ア 土地又は建物の所有権
 - イ 建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権又は土地の使用賃借による権利
 - ウ 建物の賃借権又は使用賃借による権利
- (2) 協議会 まちづくり条例第8条第1項の規定により認定された地区まちづくり協議会をいう。

第2章 まちづくり出前講座

（目的）

第3条 本市は、住民等から依頼を受けて、住民等が主催する集会等に市職員が出向き、まちづくりに関する手法、制度等について情報を提供し、住民主体のまちづくりに関する意識の向上、理解

を深めることを目的として、まちづくり出前講座を開催する。

(対象)

第4条 まちづくり出前講座は、住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、又は行っている10名以上の団体を対象として開催する。

(内容)

第5条 まちづくり出前講座の内容は、別に定める。

(手続等)

第6条 まちづくり出前講座の開催を希望する団体の代表者は、当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の14日前までに、まちづくり出前講座開催申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、まちづくり出前講座の開催の可否を決定し、その結果をまちづくり出前講座開催可否決定通知書(第2号様式)により団体の代表者に通知する。

3 市長は、前項の規定によりまちづくり出前講座の開催を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 第2項の規定によりまちづくり出前講座を開催する旨の通知を受け取った団体の代表者は、当該講座の開催を中止しようとするときは、まちづくり出前講座開催取下げ届出書(第3号様式)により速やかに市長に届出を行わなければならない。

5 市長は、出前講座を開催する集会等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくり出前講座の開催を中止し、又は中断することができる。

(1) 集会等が政治、宗教又は営利を目的としたものとなるおそれがあり、又は政治、宗教又は営利を目的としたものとなっているとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、出前講座の目的に反するなど、職員の派遣が適当でないとき。

6 まちづくり出前講座当日の運営及び進行は、集会等を主催する団体において行うものとする。

(出前講座の期間等)

第7条 まちづくり出前講座は、市長が必要と認めたときに随時開催するものとする。ただし、開催時間は2時間以内とし、平日は午前10時から午後9時まで、土日・祝祭日は午前10時から午後5時までの間に行うことを原則とする。

2 まちづくり出前講座の開催場所は、宇治市内とする。

(費用の負担)

第8条 まちづくり出前講座の開催に要する費用は、本市が負担する。ただし、必要な施設及び設備の使用経費については、集会等を主催する団体において負担しなければならない。

第3章 まちづくり専門家派遣

(目的)

第9条 本市は、団体から依頼を受けて、まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行い、住民主体でまちづくりが進められるように支援することを目的として、まちづくり専門家を派遣する。

(対象)

第10条 まちづくり専門家の派遣対象とする団体は、協議会とする。

(内容)

第11条 まちづくり専門家は、まちづくり条例の基本理念を尊重し、団体が目指すまちづくりを具体化するため、団体に出向き、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) まちづくりに関する専門的、技術的な助言

(2) その他、市長が必要と認める事項

(手続等)

第12条 まちづくり専門家の派遣を受けようとする団体の代表者は、まちづくり専門家派遣申請書(第4号様式)により、派遣を受けようとする理由等を明確にし、市長に申請しなければならない

い。

- 2 市長は、前2項の申請があったときは、まちづくり専門家の派遣の可否を決定し、その結果をまちづくり専門家派遣申請結果決定通知書（第5号様式）により団体の代表者に通知する。
- 3 市長は、まちづくり専門家の派遣を決定したときは、まちづくり専門家派遣依頼書（第6号様式）により派遣を予定する専門家に依頼するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定によりまちづくり専門家派遣を決定する場合において、必要と認めるときは、当該団体に対して条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくり専門家派遣を中止し、又は中断することができる。
 - (1) 政治、宗教又は営利を目的とした集会等を開催するおそれがあり、又は政治、宗教又は営利を目的としたものとなっているとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、専門家派遣の目的に反するなど、専門家の派遣が適当でないと認められるとき。
- 6 まちづくり専門家の派遣を受けた団体の代表者は、派遣の日から2週間以内にまちづくり専門家派遣結果報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、必要に応じて、派遣したまちづくり専門家に対し、業務状況の報告を求めることができる。
- 8 まちづくり専門家は、業務を終了したときは、業務終了の日から2週間以内に、まちづくり専門家派遣業務実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（専門家の登録）

第13条 市長は、まちづくりに関する専門的知識、実務経験等を有する者のうちから、適当と認められる者をまちづくり専門家として登録することができる。

- 2 前項のまちづくり専門家は、次のいずれかに該当する者とす

る。

- (1) まちづくりに関して5年以上の実務経験を有し、まちづくりに関する専門的知識を有する者
 - (2) 技術士（建設部門）、再開発プランナー、土地区画整理士、一級建築士等まちづくりに関する資格を有する者
 - (3) 法律、不動産、経営に関する資格を有し、まちづくりに関する専門的知識を有する者
 - (4) まちづくりに関する活動への参加経験があり、まちづくりに関する専門的知識を有する者
- 3 まちづくり専門家の登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録（更新）申請書（第9号様式）により、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、登録の可否を決定し、その結果をまちづくり専門家登録（更新）申請結果通知書（第10号様式）により申請者に通知する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第2項の要件を満たす者に対し、まちづくり専門家登録依頼書（第11号様式）によりまちづくり専門家として登録するよう依頼することができる。
- 6 前項の依頼を受けた者は、同項の規定による登録を承諾するとき、まちづくり専門家登録承諾書（第12号様式）を市長に提出するものとする。
- 7 まちづくり専門家の登録有効期間は、登録した日から2年を経過した日以降の最初の3月31日までとし、登録の更新をしようとする者は、有効期間満了の1箇月前までに、登録の更新を申請しなければならない。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 8 市長は、登録したまちづくり専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとし、登録を取り消したときはまちづくり専門家登録取消通知書（様式第13号）により

通知する。

- (1) 取消の申出があったとき
- (2) 登録有効期間満了の1箇月前までに更新の手続が行われなかったとき
- (3) 市長がまちづくり専門家として適当でないと認めたとき
(専門家派遣の期間等)

第14条 まちづくり専門家の派遣は、市長が必要と認めたときに随時行うものとする。ただし、1団体につき延べ10人まで(原則年間4人まで)を限度とし、派遣の期間は、初回派遣した日から3年を経過した日以後最初の3月31日までとする。

(費用の負担)

第15条 まちづくり専門家の派遣に伴う費用は、予算の範囲内で市長が負担する。ただし、集会等の施設、設備の使用経費については、派遣を受けた協議会において負担しなければならない。

第4章 まちづくり活動費助成

(目的)

第16条 本市は、地区まちづくり計画の策定などの自主的なまちづくりを促進することを目的として、予算の範囲内で協議会に対してまちづくり活動助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(助成の内容)

第17条 助成金は、次の各号に掲げる費用に充てるために交付するものとし、助成金として交付する額は当該費用の額の合計額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該2分の1に相当する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 広報活動に係る印刷費等
- (2) 勉強会等の実施に必要な会場使用料等
- (3) セミナー等の参加費
- (4) 先進事例地への視察に係る交通費

(5) その他市長が特別に認める経費

2 前項の規定にかかわらず、助成金として交付する額は、1団体につき1年度ごとに300,000円を限度とする。

3 助成金の交付は、延べ3年度を限度とする。

(助成金の交付申請)

第18条 助成金の交付を受けようとする協議会は、まちづくり活動助成金交付申請書(第14号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 活動実施計画書(第15号様式)

(2) 予算内訳書(第16号様式)

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金交付の可否決定)

第19条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、申請者にまちづくり活動助成金交付決定通知書(第17号様式)により通知する。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成金交付の決定に際して条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第20条 前条により助成金の交付の決定を受けた協議会は、助成事業の事業内容を変更するときは助成事業変更承認申請書(第18号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、これを承認し、その旨を申請者に助成事業変更承認書(第19号様式)にて通知する。

(交付の取消等)

第21条 市長は、協議会が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けた

とき

- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき
- (4) 助成金等の交付に付した条件に違反したとき
- (5) 助成対象団体が、法令に違反する行為を行ったとき
(完了等の報告)

第 2 2 条 協議会は、第 1 9 条の規定による決定に係る事業の完了等をしたときは、当該事業の完了の日から 1 4 日以内又は年度末までにまちづくり活動完了等実績報告書（第 2 0 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支出内訳書（第 2 1 号様式）
- (2) 支出明細書及び領収書（写し）
- (3) 第 1 7 条の内容が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類
(助成金の確定)

第 2 3 条 市長は、前条の規定による完了実績等報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、助成対象活動の内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、助成金の交付額を確定し、まちづくり活動助成金確定通知書（第 2 2 号様式）により当該完了等実績報告書を提出した協議会に通知する。

(助成金の請求)

第 2 4 条 前条の規定により通知を受けた協議会は、助成金の交付を請求しようとするときは、速やかにまちづくり活動助成金交付請求書（第 2 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第 2 5 条 市長は、協議会に対し、助成金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項に掲げる市長からの求め等に対しては、協議会は誠実かつ

速やかに応じなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要となる事項は、市長が定めるものとする。

第27条 この要綱に定めるまちづくりに関する活動の支援に関する事務局は、都市整備部都市計画課に置くものとする。

附則(平成20年3月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成21年6月30日)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。